

「犯罪被害者等支援実施計画」答申に当たっての意見に対する取組状況

1 犯罪被害者等支援コーディネーターの設置について

犯罪被害者等支援条例に基づく総合的な支援施策を実施していくためには、多機関ワンストップ体制の構築が必要である。

そして、多機関ワンストップ体制を構築するためには、その調整機能を担う犯罪被害者等支援コーディネーターを県に設置することが不可欠である。

したがって、岩手県において、早急に犯罪被害者等支援コーディネーターを設置し、多機関ワンストップ体制を構築するよう求める。

【取組状況】

令和 7 年 4 月、(公社)いわて被害者支援センターに犯罪被害者等支援コーディネーター 1 名を配置。

○ コーディネーターの業務実績

1	引継ぎを受けた犯罪被害者等の人数	15人
2	対応した犯罪被害者等の人数	16人
	(1) 支援調整会議を開催して支援	5人
	(2) 三者での協議を実施して支援	2人
	(3) 会議、協議を実施せずに支援	9人
	(4) 相談対応のみ	1人
3	各種支援に繋いだ人数（重複あり）	13人
	(1) 生活関係支援	0人
	(2) 医療・心理的ケア関係支援	9人
	(3) 法的関係支援	2人
	(4) 住宅関係支援	2人
4	犯罪被害者等との連絡回数	32回

○ 支援調整会議の開催

1	支援調整会議の対象となった事件	1 事件
2	支援計画に基づく支援対象者の人数	5 人
3	支援調整会議の開催回数	3 回

2 日常生活の支援について

犯罪被害により、仕事や家事、育児等がこれまで通りに行えなくなり、日常生活が困難になることがある。

そのため、犯罪被害者等支援条例に基づく総合的な支援としては、日常生活に関する支援が必須である。

具体的には、被害直後の経済的負担軽減を目的とする見舞金制度の実現を求めるとともに、居住・雇用に限らない日常生活支援のための体制整備を求める。

【取組状況】

被害直後から犯罪被害者等の経済的な負担を軽減するための支援制度の創設を国に提案。

なお、全国の自治体における見舞金制度の実施状況について、現在、全国調査を実施中。

また、市町村における日常生活支援が適切に行われるよう、市町村担当者を対象とした研修会の開催や、当該市町村において対応可能な支援施策をまとめたメニューリスト作成支援を実施。

○ 提案・要望等 ※詳細は別添参考資料のとおり

- ・ **全国知事会**（令和 7 年 7 月）
令和 8 年度国の施策並びに予算に関する提案・要望
「犯罪被害者等支援施策の充実強化について」
- ・ **北海道東北地方知事会**（令和 7 年 7 月）
令和 7 年度春の提言
「犯罪被害者に対する被害発生直後の経済的支援策の充実強化について」
- ・ **令和 9 年度政府予算等に関する提言・要望**（令和 8 年 6 月）
「犯罪被害者等に対する被害発生直後の経済的支援策の充実強化」

○ メニューリストの作成状況

5 市町が作成済み

（盛岡市、花巻市、奥州市、滝沢市、雫石町）

3 市町村条例制定に向けた働きかけについて

犯罪被害者等支援条例に基づく総合的な支援を実施するためには、岩手県内全ての市町村に犯罪被害者等支援に特化した条例（以下、「特化条例」という。）が制定されるべきである。

県内に特化条例を制定している市町村が存在しない現状のもと、岩手県として、県内全ての市町村に対し、特化条例制定のための働きかけをしていくことを求める。

なお、県内全ての市町村に特化条例が制定され、かつ必要な支援施策が実現されるよう、岩手県として、県内市町村に対する財政的な支援も検討されたい。

【取組状況】

○ 意見交換会の実施

県警察、いわて被害者支援センターと合同で市町村を訪問して実施。

（条例制定済みである盛岡市を除く、全 32 市町村において実施）

○ 会議、研修会における情報提供

- ・ 4月25日（木）
市町村防犯・交通安全・犯罪被害者支援担当者会議
- ・ 10月28日（火）
第1回犯罪被害者等支援担当者研修会
- ・ 11月25日（火）
第2回犯罪被害者等支援担当者研修会
- ・ 1月30日（金）
はまなすサポート研修会

○ 市町村における条例制定状況

